



平成 19 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 角川グループホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼 C O O 本間 明生  
(コード番号 9 4 7 7 東証第一部)  
問合せ先 取締役統括マネジャー 梶田 敏夫  
(TEL. 0 3 - 3 2 3 8 - 8 7 1 0)

## 連結子会社の訴訟における判決に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社角川グループパブリッシング（以下「角川 G P」といいます）及び株式会社ビルディング・ブックセンター（以下「B B C」といいます）が原告として損害賠償等を求めている訴訟の判決につきまして、平成 19 年 4 月 28 日付にてお知らせいたしました。引き続き、その判決内容等に関し、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本件訴訟の概要

本件訴訟においては、株式会社主婦の友社が業務提携契約を解消したことにより角川 G P が損害を被ったこと等を理由として、

〔A〕角川 G P が株式会社主婦の友社に対し、10 億 43 百万円余の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償等の請求をし、

〔B〕B B C が主婦の友社株式会社に対し、1 億 41 百万円余の不当利得返還等の請求をし、

〔C〕B B C がパワーネットワーク株式会社に対し、73 百万円余の不当利得返還請求をしているものです。

#### 2. 判決の内容

平成 19 年 4 月 27 日付東京地方裁判所の判決の内容は、概ね以下の通りです。

- ① 〔A〕の請求については、株式会社主婦の友社が業務提携契約上の予告期間である 6 か月前を過ぎてからの契約解消の告知によって同契約を解消

したことは違法だとして、1億13百万円余の請求が認められました。

- ② [B]の請求については、BBCが主婦の友図書株式会社に対して管理料名目で支払った1億12百万円余が、同社が法律上の原因なく利得しているという事実が認められました。
- ③ [C]の請求については、BBCの主張は認められませんでした。

### 3. 控訴の提起

角川GP及びBBCは、上記の東京地方裁判所の第1審判決に対し、本日、東京高等裁判所に控訴し、控訴審において引き続き、損害賠償請求等を求めていくことといたしました。

なお、この訴訟に係わる当社の連結ベースの損益に与える影響は軽微でございます。

以 上